

令和元年6月14日現在

機関番号：10101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K17020

研究課題名(和文) 双務契約における牽連性概念の再検討-フランス法における同時履行の抗弁を中心に-

研究課題名(英文) Correlation of obligations in synallagmatic contract: based on defense of simultaneous performance in French law

研究代表者

岩川 隆嗣 (Iwakawa, Takatsugu)

北海道大学・法学研究科・准教授

研究者番号：20707781

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、双務契約の両当事者の負担する債務は対価・原因関係にあるために牽連性が認められ、担保的権利が認められるという伝統的理解に対して、主としてフランス法を参照することで、発生原因たる法律関係の正しい履行を確保するという観点から、発生原因を共通するという意味での広い牽連性が認められれば、同時履行の抗弁、同一の法律関係から生じた債務間の留置権、法定解除および同一の発生原因である契約に基づく相殺という担保的権利が認められることを提示したものである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究によって、従来は「債務」の対価・原因関係によって基礎づけられると解されてきた担保的制度は、「契約」等の発生原因によって要請される正しい履行を確保する諸制度という観点から捉え直される。このような視点の構築は、従来から認められてきた、同時履行の抗弁の広範な適用・類推適用に理論的根拠を与え、同一の法律関係から生じた債務間の留置権との共通性を明らかにできるとともに、契約目的に着目した法定解除制度、および同一の発生原因である契約に基づく相殺の理論的根拠を与えることができるようになる、という意義を有すると解される。

研究成果の概要(英文)： This research reveals by referring to the french civil law that the rights for the simultaneous performance of contractual obligations (defense of simultaneous performance, right of retention, right of cancellation, set-off between obligations arisen from same contract) are not founded on their causal relation, but on the identity of their ground.

研究分野：民法

キーワード：民法 契約法 担保法 フランス法 同時履行の抗弁 留置権 解除 相殺

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

双務契約の牽連性は、両当事者の債務あるいは給付の対価関係を基礎にすると解されてきた。しかし、このような基礎づけと、双務契約の牽連性に基づく制度の具体的規律は、必ずしも明確には対応していないと考えられる。第一に、同時履行の抗弁は、「担保」として自身の債務を履行拒絶できることが「公平」であるという点から、対価的意義を有する債務間以外にも広く適用・類推適用等が認められている。第二に、双務契約の法定解除も、ある種の「担保」として自身の債務を終局的に履行拒絶できることが「公平」であるために認められる牽連性に基づく制度とみる見解が多いが、これも対価的意義を有する債務の不履行においてのみ機能するとは考えられていない。

また、対価関係を問わない広範な牽連性によって「公平」が要請され、「担保」として機能する制度も存在している。第一に、債権と引渡請求権が同一の法律関係から生じた場合に認められる留置権である。第二に、債権法改正で新設された、将来債権として譲渡された受働債権と同一の契約から自働債権が生じた場合は、債権譲渡の債務者対抗要件具備時よりも後に当該契約が締結されていたとしても、債権譲受人に対抗できる相殺である。

以上四つの諸制度は、いずれも牽連性を基準する「公平」の要請から「担保」を債権者に付与する点で共通性を有する。しかし、同時履行の抗弁と法定解除は、実際には対価関係のよって適用領域を限定されていない。そうすると、双務契約の牽連性も、対価関係に基づく牽連性ではなく、留置権や前記相殺におけるのと同様の対価関係を問わない広範な牽連性によって基礎づけられるといえるのではないか。

本研究は、従来議論に対するこのような問題関心の下に遂行されたものである。

2. 研究の目的

本研究は、以上のような問題関心の下で、上記の担保的諸制度を、同一の契約や同一の法律関係から対立する債務が生じたという広範な牽連性を基準とする「公平」の要請に基づく「担保」的制度として位置づけることを目的としたものである。

3. 研究の方法

日本法の研究はもとより、その比較対象として、主としてフランス法の同時履行の抗弁を巡る議論を取り上げた。後述するように、フランス法においては、この広範な牽連性を巡る議論が豊富に存在しており、その議論は同時履行の抗弁を中心として展開・発展していったからである。また、フランス法の検討に際しては、関連する範囲でドイツ法における議論も適宜参照した。なぜなら、牽連性に基づく諸制度については、一九世紀後半のフランス法に対するドイツ法の影響が顕著だったからである。

4. 研究成果

(1) フランスにおいて同時履行の原則を明確に体系付けたのは、ドマとポティエである。

ドマの見解は、カピタンを主唱者とする、日本法類似の、双務契約におけるコース・対価関係に立つ債務間に牽連性が認められるとする理解の萌芽として位置づけられる。他方、ポティエの見解は、カサンを主唱者とする、コース・対価関係を問わず、広く同一の法律関係に基づいて生じた債権債務間には「法的牽連性 (connexité juridique)」が認められるとする理解の萌芽として位置づけられる。

(2) 1804年フランス民法典においては、沿革的な理由から、個別的な留置権の規定のみ設けられ、同時履行の抗弁の総則規定は存在しなかった。また、フランスにおける相殺は単なる弁済の代用として位置づけられており、弁済ができない場合は相殺もすることができない。つまり、いわゆる担保的機能を有さない。

(3) このような状況の下、ドイツ民法第一草案の検討から、債権の対価関係によって基礎づけられる牽連性に基づく諸制度を体系化したのがサレイユであり、サレイユの著作によって明文の無い同時履行の抗弁という概念がフランス法に受け入れられることになった。

また、サレイユは、ドイツ法において相殺に担保的機能が認められている根拠を明らかにした。すなわち、普通ドイツ商法の定める商人間留置権は、即時換価可能な留置物を金銭と看做し、両当事者の債務が擬制的な相殺によって消滅していると看做されることを制度趣旨としているところ、かかる擬制的な相殺がイタリア商慣習の影響から担保的機能を持つので、本来的な相殺も同様であると解されたという。そして、商人間留置権が認められていないフランス法の解釈論として、民事留置権を基礎づける牽連性がある場合には相殺は担保的機能が認められるべきとした。

(4) 次いで、同時履行の抗弁を詳細な分析に基づいて体系化し、後の学説の基礎を提示したが、カサンである。

第一に、カサンは、二つの債務に「起源の共通性 (communauté d'origine)」が認められる場合には法的牽連性が認められ、留置権とは異なる同時履行の抗弁が成立するとした。この起源の共通性・法的牽連性は、同一の法律関係から両債務が生じていることを意味し、対価・コー

ズ関係を問わない。後の学説を踏まえていえば、「公平」を抽象的な根拠として、債務の発生原因たる契約等の法律関係における履行順序の予定に照らして、その予定と異なった履行がなされることを防ぐという点にその根拠を求める見解として位置付けうる。具体的にいえば、同時履行の抗弁は、法律関係において予定されていなかった自身の先履行および相手方の後履行を回避することを目的とする制度として位置づけられる。この見解は、コース・対価関係のような債務間の関係ではなく、債務を発生させた法律関係に着目する点に特色がある。

第二に、法的牽連性が認められる金銭債務間においては、同時履行の抗弁により相互の給付の同時履行が保障されているのであるから、相殺の効果としての二重の簡易弁済という同時履行も同様に保障されなければならないとし、同時履行の抗弁を第三者に対抗できる限度で相殺も第三者に対抗できる、つまり担保的機能を持つとした。これは、先履行債務者は同時履行の抗弁を有さないという要件を通じて、原則として日本法でいう制限説的な解決を導くものであった。

第三に、法的牽連性の上記根拠論から、重大な不履行があれば法定解除、それに至らない不履行は同時履行の抗弁が機能すると解しているようである。

(5) 以上のカサン理論に対置されるのが、引換えに約束された履行を得る意思をコースとし、完全双務契約におけるコース（対価）関係に立つ債務間のみ牽連性を認めるカピタンの見解である。この見解は、従来の日本法の学説と類似しているものである。

(6) 現代の学説は、以上のカサンの牽連性理解とカピタンの牽連性理解の二つに大別することができ、同時履行の抗弁、留置権、牽連する債務間の相殺においては、論文レベルでは、起源の共通性に基づく法的牽連性の理論が通説である。なお、いずれの見解によっても、例外的に、契約集合（ensemble contractuel）および枠契約（contrat-cadre）の場合には、複数の契約を跨いで牽連性が拡張すると解されている。

(7) また、牽連性に基づく諸制度を同時履行の抗弁と比較してとして具体的に検討すると、例えば、日本法の解釈論として参照しうるものとして、法定解除で不履行の重大性が要件となるのは契約の拘束力の基礎である契約の有用性が失われること根拠であるのに対して、契約の拘束力を維持する同時履行の抗弁では信義則上の制限であること、法的牽連性に基づく諸制度は債権の発生原因たる法律関係によって基礎づけられるから、債権について第三者（例えば債権譲受人）が現れ、出現（債権譲渡の通知）時点で債権が発生していない（牽連する債務間の相殺では自動債権の発生が発生していない）場合にも、当該債権は発生原因たる法律関係に結び付けられているので第三者に対抗できると解されていること（「債権（債務）に内在する抗弁（exceptions inhérentes à la créance (dette)）」）などを指摘できる。

(8) 以上のフランス法の検討を踏まえると、日本法を次のように捉え直すことができる。

先にみた通り、対価関係は双務契約の牽連性を画する基準としては機能していない。ゆえに、日本法においても、起源の共通性に基づく法的牽連性を基準として「公平」の要請が妥当し、同時履行の抗弁、法定解除、留置権および牽連する債務間の相殺（改正債権法の新規定）という「担保」が認められていると解しうる。

そして、法的牽連性の理論は、従来の牽連性理解と「契約」の捉え方を異にする。すなわち、従来の見解は、両当事者の債務の相互関係に着目し、対価的債務の履行を保障するものとして同時履行の抗弁や法定解除を位置づけるものである。ここでは「契約」は債務のレベルに分解して捉えられているといえる。これに対して、法的牽連性では、その根拠論から明らかなように、債務の相互関係は直接の分析対象とはならず、「契約」それ自体が分析対象であって、牽連性に基づく諸制度は「契約」において予定されていた履行を遵守させるための制度として位置づけられる。具体的には、例えば、同時履行の抗弁は契約等で予定されていない先履行・後履行を是正する手段として、法定解除は契約において予定されていた契約目的が阻害された場合に契約を解消する手段として位置づけ得る。つまり、これらの担保的制度は債務不履行に対する救済手段ではなく、「契約」不履行に対する救済手段として捉え直されることとなる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 10 件)

岩川隆嗣「双務契約の牽連性と担保の原理 — フランス法における同時履行の抗弁を中心として(十・完)」法学協会雑誌 135 巻 12 号 57-133 頁(2018) 査読無

岩川隆嗣「双務契約の牽連性と担保の原理 — フランス法における同時履行の抗弁を中心として(九)」法学協会雑誌 135 巻 10 号 68-129 頁(2018) 査読無

岩川隆嗣「双務契約の牽連性と担保の原理 — フランス法における同時履行の抗弁を中心として(八)」法学協会雑誌 135 巻 8 号 1-63 頁(2018) 査読無

岩川隆嗣「双務契約の牽連性と担保の原理 — フランス法における同時履行の抗弁を中心

として(七)」法学協会雑誌 135 巻 6 号 1-60 頁(2018) 査読無

岩川隆嗣「双務契約の牽連性と担保の原理 — フランス法における同時履行の抗弁を中心として(六)」法学協会雑誌 135 巻 4 号 1-78 頁(2018) 査読無

岩川隆嗣「双務契約の牽連性と担保の原理 — フランス法における同時履行の抗弁を中心として(五)」法学協会雑誌 135 巻 2 号 1-72 頁(2018) 査読無

岩川隆嗣「双務契約の牽連性と担保の原理 — フランス法における同時履行の抗弁を中心として(四)」法学協会雑誌 134 巻 12 号 77-150 頁(2017) 査読無

岩川隆嗣「双務契約の牽連性と担保の原理 — フランス法における同時履行の抗弁を中心として(三)」法学協会雑誌 134 巻 10 号 165-239 頁(2017) 査読無

岩川隆嗣「双務契約の牽連性と担保の原理 — フランス法における同時履行の抗弁を中心として(二)」法学協会雑誌 134 巻 8 号 208-279 頁(2017) 査読無

岩川隆嗣「双務契約の牽連性と担保の原理 — フランス法における同時履行の抗弁を中心として(一)」法学協会雑誌 134 巻 7 号 1-75 頁(2017) 査読無

〔学会発表〕(計 1 件)

岩川隆嗣「双務契約の牽連性と担保の原理 — フランス法における同時履行の抗弁を中心として」日本私法学会第 82 回大会(2018)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

○取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。